

【新型コロナウイルス感染症の拡大期における実技研修の開催】

本年7月に入り新型コロナウイルス オミクロン株 BA.5 の感染が広がっており、政府は15日、第7波とされる感染再拡大への対応について、経済活動への打撃となる行動制限を避けつつ、感染対策に万全を期すと発表しました。

当会では本方針に従い、「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定の研修」の実技研修において、従来の感染予防の取り組み (<https://bit.ly/3KsV2r6>) に加えて、次の対策を実施いたします。皆様には ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■実技研修の開催について

- ・ 当面、次の対策を実施します。
 - A. 必須で実施する対策：
 - A-1 参加者を含む全ての関係者による健康チェックシートの提出
 - A-2 参加者を含む全ての関係者について、個人防護具 (N95 マスク、アイガード) の着用 (主催者が準備しますが、ご自身で持参いただいても結構です)
 - A-3 会場内への空気除菌器の設置
 - A-4 各テーブルへの擦式手指消毒薬の配置
- ・ 講師や実習補助者、会場が手配できない場合には、急遽、中止させていただく場合がございます。
- ・ 開催地の自治体の求めに応じて、開催方針を変更することがございます。

■受講について

- ・ 自身が感染した場合 (疑いを含む) は、参加を自粛いただきます。
- ・ 自身が濃厚接触者となった場合は、参加を自粛いただきます。
- ・ 上記の2つおよび所属施設の取り決め等により参加が困難な場合には、ご本人からの申請により追加費用なく実技研修の再予約を可能とします。
- ・ 再予約の申請には専用の申請書を使用してください。 URL : <https://bit.ly/32gLbn1>
- ・ 上記の適応は2022年7月16日から当面とします。終了時期は、別途、案内いたします。
- ・ 出席が困難となった場合の航空券や宿泊のキャンセル等に必要となる費用について、当会は関知いたしません。

■本対策の実施期間について

- ・ 2022年9月8日、新型コロナウイルス感染症対策本部決により「With コロナに向けた政策の考え方」が取りまとめられました。本研修会についても、この方針に則り、2022年10月1日(土)~2日(日)の開催より、従来の感染防止をもって実施することといたします。

- ・なお、新型コロナウイルスに関連する理由で出席が困難となった場合の対応については、2022年10月1日(土)～2日(日)まで適応いたします。

発行 2022年7月19日

改訂 2022年9月30日

公益社団法人日本臨床工学技士会